

岩手県生活衛生関係営業審議会 会議録 [要旨]

1 開催日時

令和3年3月3日（水）10：30～12：00

2 開催場所

岩手県民会館 4階 第1会議室（盛岡市内丸13-1）

3 出席者

【委員（敬称略、50音順）】

瀬川 愛子

中居 哲弥

中村 健

三浦 憲一郎

湊 正美

村上 可織

山本 健（審議会会長）

【専門委員（敬称略、50音順）】

志賀 政信

千葉 孝志

吉田 良勝

【事務局（岩手県環境生活部県民くらしの安全課）】

総括課長 新 沼 司

生活衛生担当課長 菊 池 恭 志

主任主査 千 葉 英 之

主事 八重樫 勇 斗

主事 照 井 菜 月

4 議 事（公衆浴場法施行条例の措置基準について）

○ 会長

「公衆浴場法施行条例の措置基準について」、事務局から説明願います。

（事務局：資料1、資料2、資料3及び資料4により説明）

○ 会長

ただ今事務局から、主に資料1による説明がありました。整理しますと、

・国は、昨年12月に、研究成果を踏まえた要領改正を行い、公衆浴場での男女の混浴制限年齢を10歳から7歳に引下げたこと

・岩手県の条例での混浴制限年齢の規定は12歳であり、県は、令和3年度に混浴制限年齢の引下げのための条例改正を行う方向であること

というのが全体の概要であります。

そして、混浴制限年齢の引下げに向けた県の対応としては、

・条例改正後の混浴制限年齢については、改正後の要領の基準である7歳を基本としつつ、関係者からの意見等を踏まえ、適切な年齢を設定したいと考えていること

・また、そのために、「公衆浴場営業者など、関係者への意見照会」、「保健所からの意見聴取」、「県民への意見照会（パブリック・コメント）」及び「盛岡市との情報共有」の実施を考えていることとの説明が事務局よりあったところです。

本審議会には、各種団体や公衆浴場営業者の方など、幅広い分野から委員に御参加いただいており、また、今回の議題は県民生活に密接に関わる内容であって、それぞれのお立場から様々な御意見があろうかと思えます。事務局案の内容が適切か、あるいは、他に対応が必要な事項がないかなど、委員の皆様から忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。

それでは、御意見、御質問等をお願いいたします。

○ 委員

資料等をいただきましたけれど、年齢制限が7歳以上の混浴は禁止するというところで、そのことについては、私とすれば問題はないのかなと考えます。ただ、この資料の3ページにある関係者への意見照会というところで、公衆浴場営業者への行政処分について書いてあるわけですね。これは、誰が判定するのでしょうか。私とすれば、この研究成果にもある通り、いわゆる介助を必要としたり、あるいは、発育発達が遅れていたりした場合など、この辺を、しっかり議論しておかないといけないもの思っております。7歳に関すること自体はいいのかなという感想を持っています。

○ 会長

ありがとうございます。この点については、事務局からの回答はありますか。

○ 事務局

御意見ありがとうございます。介助を要するお子さんと別の性の親御さんが入浴するという可能性もございます。現在の条例の基準をお手元に参考資料としてお配りしています。参考資料の2ページの上側に条例第3条の記載がございまして、(24)までございます。24号の一番最後に、規定する基準の全部または、一部を適用しないとありまして、これは、風紀上支障がない場合において、知事の承認を得たときは当該規定については適用しないという基準でございます。今回、年齢を引き下げたときに、その部分での配慮が必要なのかどうかという所については、個別に申請していただき、承認を得る必要がございまして、引下げにあたって実務上の取扱いについては、十分に検討して参りたいと思っております。

○ 会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

- 委員
国の要領ですと、概ね7歳以上と概ねがついていますよね。その概ねの意味するところというのは、国の方から説明はあるのですか。
- 事務局
特には、ございません。概ねというのがどういうことなのかは、明確に何歳とまでは定めないということではないかと思われま。各自治体を見ても、概ねを外して、明確に何歳と定めているところが多いようです。
- 委員
そうすると、条例を改正するときは、これからいろいろ検討を重ねていくのでしょけれども、概ねは取って、7歳以上というように明確に定める方向ということですよ。
- 事務局
現在も12歳と、概ねという付け方はしておりませんので、委員がおっしゃるとおり、これからの検討ではありますが、7歳なり、年齢をはっきりと定めることを基本に、検討していく形になるかと思ひます。
- 委員
というのは、明確に7歳以上とするのか、又は小学校に就学したらと定めるのか、等々、様々線引きのラインはあるのだと思ひますが、年齢で7歳以上と定めれば1年生の子もいれば2年生の子もいるという所で、概ねというのを使ったのか、という感じもするのですけど。
もう1つは、学校に入るときに、学校の中でも、特別支援学級の生徒もいますよね。そうすると、どうしても、親と一緒に、というのが出てくると思ひますので、あるいは、その辺のところも意識して何か概ねをつけているのかと思ひたのですけれど。
- 事務局
国が要領を定めるにあたっての考え方は、委員おっしゃる部分も意識しているかもしれません。
- 委員
そのところは、いろいろとやりとりをして、先程、湊委員がおっしゃったような、どうしても入浴の世話が必要な児童がいると思ひますので、その辺をどう見るのかも、あるいはポイントになるかという感じがします。
- 事務局
ありがとうございます。委員からお話がありました部分は、介助等が必要な、特にもひとり親世帯であったりとか、そういった家庭にも配慮した形で、条例の規定自体も考えるということです。引下げ後の制限年齢の定め方もそうですし、あるいは、適用除外する前の運用ですとか、その部分は、必要な検討をしたうえで、ご意見を踏まえて、適切に定めていきたいと思ひます。

○ 会長

他にいかがでしょうか。

○ 委員

私も、今委員がおっしゃったように、「概ね」にすごくひっかかっているところがあります。また、この資料が届いたときに配偶者とも家庭の中で話をしたときに、「混浴制限のラインは、小学校低学年ではないか」というのが私の配偶者の意見でして、「小学校1年生が、一人で公衆浴場に入るのはきついわね」という話になりました。

一人で公衆浴場に入る。男の子だったら、お父さんが、女の子だったらお母さんが連れてくればいいじゃないか、という話ではあります。そうもいかない事情が多々あると思っていて、私の配偶者の意見だと、「小学校2年生までは、別の性の親と入浴することを認めるべきではないか。2年生がギリギリのラインではないか」という意見が出ました。

どうしても、こういう議論をするときに、年齢で進めるとすごくややこしいなと思っていて、これくらいの年齢の子どもの基準であれば、学校と併せた形での「学年」で基準を設けないと、住み分けが難しいのではないのかと考えます。

銭湯の料金体系も、年齢ではなくて、学年・校種（未就学児、小学生、中学生等）で区分していると思うので、年齢でいくとちょっとわかりづらいです。年齢で行くというならそれはそれでいいのですけども、分かり易いのは、学年で議論したほうがいいのではないかと。6歳、7歳、8歳くらいの年齢であれば、学年の方が分かり易いのかなというふうに感じています。

もう1点が、盛岡市との問題です。県は県、盛岡市は市の条例で定めますから、県では7歳でいきましようとなった時に、盛岡市は別になるという可能性があるということです。あと、不勉強なもので、レジャー施設とか、ホテルの大浴場というのは、どうなっているのか、というところをお聞きしたい。そこはまたこの公衆浴場法とはまた違う年齢設定を設けているのかどうなのかというのが気になったところです。すいません、長くなりました。

○ 会長

ありがとうございます。3点ご質問がありましたけれど、いかがでしょうか。

○ 事務局

ありがとうございます。学年で定める部分につきましては、最終的には、ご意見を踏まえて、検討の上結論を出していくところではあります。国の方でも、当初小学校就学時期を除くという学年の考え方も入れた定め方をしようとしたようですが、最終的には、年齢という定め方になったということもございます。学年で定めるとなると、学年の確認行為が必要ということもございますが、今後の改正の検討にあたっては、ご意見についても踏まえて検討して参りたいと思います。

それから、条例の部分で、盛岡市の規定がどうなるかということに関しましては、委員御指摘のとおり、可能性の部分でいえば、市の条例は、市が定め、改正するものでありますので、県と違う定め方になる改正を行う可能性はございますが、双方に情報共有を図りながら、一緒に検討を進めていきたいということについては、今のところ市の担当の方と意見は一致しているところです。結論は

どうなるかはわからないのですが、必要な情報共有を図りながら、進めて参りたいということは県と市の認識が一致しております。

それから、公衆浴場法の条例の適用対象でありますけれども、公衆浴場の許可が必要な施設につきましては、一般公衆浴場、いわゆる銭湯も適用対象でありますけれども、あとは、いわゆるスーパー銭湯であったり、業としてお客さんを入浴させている、いわゆる日帰り入浴をさせているところは、公衆浴場の許可をとっていただく必要がありますし、その公衆浴場の許可をとったところは、公衆浴場の条例の基準は守って頂く必要があるということで、スーパー銭湯等にもこの条例の基準は適用されるということになります。

○ 会長

他にいかがでしょうか。

○ 委員

日本の伝統文化として、温泉、あるいは銭湯に入るというのは、すごく重要な部分を持っているということですね。それで、温泉の場合は、あまり混浴問題を問題視してきていないような感じが、私自身はしています。もちろん、日本の場合は、パンツなしで、裸で入るという伝統文化ですから、いろいろ問題だという方もあるかもしれませんが、その混浴の有用性は一体何か、ということをまず私は聞きたいのです。

それから、適用範囲については、例えば条件付きの例として、シングルマザーが子どもを連れていくとか、身体障がい者の方を連れていくという場合に、別な視点も必要ではないかと思っておりますので、そういう点も、議論して欲しいと思います。私が聞きたいのは、混浴の有用性についてということで、その点をお聞き致します。

○ 会長

お願いします。

○ 事務局

1点目につきましては、委員からのご質問の答えになるか分かりませんが、同じくお客さんを入浴させる施設であっても、旅館業施設に関しては、個室風呂もあり、ご家族などで泊りがけで行くということも多い業態ですので、日帰り入浴、公衆浴場とはまた違うところもございます。旅館業に関しては、公衆浴場とは違って、法によって風紀の基準を定めるよう規定がございません。そのため岩手県の条例も旅館業に関しては、風紀の基準を定めておりません。一方、日帰り入浴の施設について定めている、公衆浴場の条例に関しては、風紀の基準を定め、風紀の基準の中で、混浴の制限についても定めているという、法、条例の体系になっているところでございます。

そして、2点目につきましては、年齢を含め引き下げるということになると、ひとり親世帯の方ですとか、障がい等により、介助が必要な方への、配慮という観点が必要になって参るかと思っております。委員からご意見を頂きました部分については、ご意見を踏まえて、見直し後の規定もそうですし、見直し後の運用実務の部分に関しても、配慮という部分を検討して参りたいと思っております。

○ 会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。願います。

○ 委員

私の仕事の立場ですと、どちらかという、事業者寄りになってしまいますが、事業者にとっては、お客さまの安全・安心というのが、第一だと思います。そういったときに、小学校1年生、2年生の子どもが一人で入ったときに、事故だとか、連れ去りとか、迷子とか、いろいろなリスクがあります。リスクが考えられると、事業者はそれに対応しなければなりません。そういった視点も必要ではないかと思えます。もっとも、今、テーマパークとか、いろいろなところで、迷子防止のシステムだとか、様々なツールが出ていますので、先行して、そのようなツールを開発するとか、むしろ、そういったものを導入すると、ビジネスチャンス、差別化にもつながって、チャンスにもなる、という考えもありかもしれません。いずれ、そういった安全・安心という視点も必要ではないかと思いました。何歳以下ということは、私の立場だと、そのような知見はありませんので、それについては、判断はつきかねます。

○ 会長

ありがとうございます。この件についていかがですか。

○ 事務局

ありがとうございます。ご意見いただきましたとおり、今回の国の改正につきましては、子どもの発育・発達状況の部分、公衆浴場の事業者の方のご意見も聴いた上でということになってございます。公衆浴場の事業者の皆様には、一斉にアンケートということで、今後ご意見を伺いたいと思っておりますので、今、委員から頂きましたご意見もそうですし、後は個々の公衆浴場の事業者の皆様のご意見も踏まえて、改正案や運用実務についても検討して参りたいと思えます。

○ 会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○ 委員

現場の人達の声が一番大事ではないかと思えます。資料の方に、行政処分で、営業停止や、許可の取消しと書いてある訳ですよ。岩手県の場合はまず指導する、というような感じになっていますけれど、例えば、そういった子どもさんたちが来た場合にどうなるのか。理美容であれば、消毒をやって下さいとか、やっていない場合に、何回も指導してもやらなければ、行政処分という形になると思うのですが、温泉や公衆浴場の場合、誰が判定するのか、疑問があるわけです。誰がどのようにして判定するのか。処分という重い言葉が書いてあるので、このところが、やはりすごく疑問だなというふうに思う訳です。

○ 事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおり、許可の取消しですとか、営業停止という非常に重い処

分を記載しておりますので、営業者の皆様にとっては「どうなるのだろう」というご意見があるところかと思えます。この部分は、なり得る可能性があるという部分でございまして、例えば、混浴制限年齢を引下げた後に、間違っただけでその年齢を超えるお子さんが知らずに入ってしまうと、即営業停止や許可取消しになるかという点と、一般的にはそうではなく、指導で対応ということになるかと思えます。まずは、注意して改善を図る、指導する、というところから行うというのが実務上の対応になるかと思えます。混浴の制限年齢を引下げたならば、守って頂くための周知というところも必要だと考えてございまして、周知の期間もとって、皆さんに情報が行き渡ったところで、改正を施行するという点で考えております。今のご意見を踏まえて、今後の検討を行って参りたいと思えます。

○ 会長

いかがでしょうか。

○ 委員

今の質問に関連するのですが、先程、行政処分があるというふうな説明の時に、この参考資料1の第3条の(24)のところではなくて、次の行の2項ですね。2項の説明をして、衛生上、及び風紀上支障がない場合において、知事の承認を得たときは、この基準の全部または、一部を適用しない、というご説明があったわけなのですが、現在12歳未満になっていて、現状では、この知事の承認というものは、どのような状況なのでしょうか。

○ 事務局

直近は調査していないのですが、厚生労働省の資料に出ていた報告の中で、自治体の条例の規定状況の調査があったかと思えますが、昨年度それに合わせて保健所に対して、実際に除外しているケースがあるかということをお聞きいたしました。その結果、年齢制限の風紀の基準を除外した事例は、確認できる範囲ではないということをお聞きしております。

○ 委員

私のイメージと違うかもしれませんが、お客さんが何歳か分からなかった、だけれども、事前に知事の承認を得ていれば、いいですよ、ということなのでしょうか。私のイメージが違っているかもしれませんが。

○ 事務局

知事の承認といいますのは、例えば、風紀の基準を除外する理由としては、現在、保健所に示している考え方として、介助が必要な方を入浴させる時等という考え方ですので、理由を示して、書面で申請して頂く、その申請に対して、承認を出すというやり方をしております。承認を受け、保健所から通知をもらって、初めて制限が除外されるということになります。

○ 委員

現在でも12歳未満という年齢制限がありますが、介助が必要な方については、あらかじめ知事の承認を得ていれば、それ以上でも大丈夫ですよということでしょうか。

- 事務局
そういう考え方になっております。
- 委員
では、そのようになっているところが、あるかどうかというのは、データがないということでしょうか。
- 事務局
そういう承認を実例としてやっているかということ、昨年度確認したところでは、保健所で記録が確認できる範囲ではない、ということです。
- 委員
知事の承認を得ているところはないとすると、罰則が即適用されてしまうということでしょうか。
- 事務局
承認を受けていない所に、12歳以上の方が、異性の浴場に入れば、先程も申しました通り、1回入れば即、必ず行政処分されるということではありませんが、され得るということにはなります。
- 委員
最近では SNS で、結構いろいろな情報が飛び交うので、あそこの銭湯には12歳以上の人が行っているよ、というのが出てしまうと、営業者の方が困ってしまうのかな、という気がします。
- 事務局
利用者に介助などが必要な事情があるとなれば、制限除外の承認の手続きをとって頂く必要があります。そうでなければ、今の条例の規定上は、11歳までしか異性のお風呂に入ることはできなくて、12歳以上の方が入ってしまうと、それは条例に抵触するということになります。
- 会長
よろしいですか。他にいかががでしょうか。
- 委員
現在、10歳以上は認めているのですね。
- 事務局
岩手県の条例ですと、12歳未満ということになります。
- 委員
12歳までは認めているということですか。

○ 事務局

12歳が制限年齢ですので、11歳までは認めているということです。

○ 委員

そうすると、いろいろとトラブルは起きているのでしょうか。現在の年齢の11歳で、何か問題が起きているのでしょうか。

○ 事務局

トラブルということは、特に確認しておりません。制限年齢の定め方により何か問題が生じたということは、特段ないと認識しております。

○ 委員

政府は、7歳以上を制限すると出しているのは、それに沿って、そういうようにしようという考え方なののでしょうか。

○ 事務局

一つの考え方として、そのような基準を示したということかと思えます。

○ 委員

一つお話しておきたいことがあります。入る自由はどうなるのか、ということです。入る自由、入らない自由は利用者にあるわけですね。条件付きで、制限するという部分は、もちろんあっていいわけですが、本当は、一緒に誰かが連れて入りたい、一緒に入りたいと。友達、大人と、子どもと。その場合に、年齢をあまり下げるとか何かというよりも、利用する、利用しやすい方にするという視点も、私は、大事にしたいと思えます。これは、個人的な意見です。

○ 会長

ありがとうございます。ご意見をいただきましたが、大変恐縮ですが、その反対のご意見もあろうかと思えます。現在は、12歳という年齢を定めた昭和35年当時では、考えられないような状況になっています。例えば、スマートフォンでの盗撮ということが挙げられます。その当時では考えられないような性被害に、大切な子ども達が遭ってしまうおそれがあるので、この問題というのは、自由な方がいいのではないかという観点のみで考えてしまうのもどうなのかな、というふうに思えます。本日は、様々な立場の皆様からの自由闊達な意見を集約したいと思っておりますので、遠慮なくご発言いただきたい。大変失礼なのですけれども、委員のおっしゃったご見解と、反対のお立場で意見がある方がいらしたならば、御発言をお願いしたいと思います。お願いします。

○ 委員

利用者の立場でお話します。介助のこととか、ひとり親世帯の話がでたのですけれども、私自身、数年前までひとり親として、子ども達を育てました。上の3人が女の子で、一番下が男の子というこ

とで、10歳の年の差があったので、何かの時に、温泉に連れていきたいなと思ったときに、下の子が男の子というので、どうしたらいいものかということがあったのです。本人は、幼稚園から小学校に上がるときに、やっぱり女性の中に入るのはいやだ、ということもありましたし、子ども達からしてみても、私が子ども達に聞いたときにも、小学校に入る前かな、やはりそういう話がありました。小学校1年生になって急に別々というのは、やはり親としても不安ですし、子どもとしても不安ではないかと思います。小学校に入って、ひとりで入るのに慣れてということであれば、1年生とするのか、2年生とするのかは、個別に判断していくというのもありなのかと思います。

ただ、利用する側としては、どういうところの施設なのかを気にします。温泉なのか、こういう状況で入って大丈夫なのか。やっぱり、こちら側も調べたりはするのです。子どもがケガをしたときに、ご迷惑をかけてしまいたくない部分もありますし、そういう部分では、お互い気持ちを寄り添うというか、こっちも聞くし、もし、営業側の方が、ちょっとここはということを書いて下されば、理解できると思います。ただ、現状、年齢制限があったというのを、私自身知らなかったもので、そこをもう少し、利用者さん側に、伝えることも大切ですし、介助が必要な方であれば、個別で家族風呂を利用したりするというのもできると思うので、無下にこれはダメ、あれはダメ、というのではなくて、やはり大丈夫な範囲で、温泉に入って、気晴らしとか、癒しを求めてという方が多いと思うので、そこを踏まえてお話しして頂きたいなと思いました。

○ 会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○ 事務局

ありがとうございます。今回の国の研究、あるいは、要領改正についても、お子さん、保護者の方のご意見というところも重視した上で、6歳、7歳という制限年齢が多かったことを踏まえ、最終的に7歳になったというところでございます。ただ、先程委員からもご意見がありましたとおり、7歳の小学校1年生では、一人で公衆浴場に入るのは心配だというご意見もあります。そういったご意見も伺いながら、国の7歳という規定は基本線とは思っておりますけれども、県としてのパブリック・コメントも実施致しますし、ご意見を頂きながら、最終的に制限年齢をどう定めるのか、制限年齢を見直したことの周知の部分も重要だと思いますし、そういった実務運用部分も含めて、頂いたご意見を参考にしていきたいと思っております。

○ 会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○ 委員

先程、概ねについてお話があったのですが、今委員からお話があったようなケースのために効いてくる言葉なのかもしれません。今の皆さんの話を聞いていると、概ねという言葉がついていた方がいいなと思いはじめてきています。法律で文章にするには、多分年齢でなければならないという部分があるとは思っています。ただ、私は、学年で話した方がわかりやすいと先ほど言ったのですが、法律にするときは年齢で書かなければならないのだったならば、概ねという言葉がついていれば、営業

者の方とか、利用者の方は、学年で判断できるのかなと、今思い始めてきているところがあって、概ねが付いていることも満更ではないかなと思いはじめたという状況です。

○ 事務局

ありがとうございます。委員からのご意見にもありましたとおり、法規、条例として定めるものであり、条例の規定に違反してしまった場合には行政処分もあり得るという重い規定でありますので、具体的にどのような規定に改正するのはこれからの検討でありますけれども、現在の規定も12歳と言い切っているところがございますので、なんらかの形で年齢を言い切る、概ねという文言は付けられない方向になるのではないかとこのところにつきましては、ご理解いただければと思います。

○ 会長

はい、ありがとうございます。お願いします。

○ 委員

そのかわりと言ってはなんですけれども、条例の、先程、参考資料1の条例の中で、第3条の2項に、知事の承認が必要だというふうになっている訳ですけれども、そこをもう少し緩くできないものか。例えば、銭湯の方で、あなた何歳ですかと、おそらく聞けないと思うのですよ。そこに、違反があったとしても、もう少し緩くして、行政処分にならなくてもいいような形にできないのかなと。

○ 事務局

委員の皆様には、様々なご意見をいただきありがとうございます。我々も、年齢を超えて異性の浴室に入れたから、すぐ行政処分ということは全く考えていないところがございます、処分するには、それなりの悪質性などを考慮に入れて判断することとしております。繰り返しになりますが、制限年齢を超えて異性の浴室に入れたから、すぐその公衆浴場を処分するかということについては、現状でもそうはおりませんし、今後条例を変えたとしても、そういう運用はするつもりはございません。ただ、状況を確認して、今後気をつけてくださいと営業者に指導をするということになるかどうかと思います。今までのご意見をいろいろ頂いて、その年齢は、法律では何歳とある程度決めないと、法律を運用する上で、概ねだからいいのか、あるいは悪いのかというところは議論になってしまいますので、年齢については何歳という表現なり、学年なりで、数字はきちんと決める必要があると考えております。

ただ、様々なご意見があつて、介護が必要で一人では公衆浴場に入れない人が、どうやって入れるように配慮していくかというところを、条例で規定するのか、運用でやっていくのかというところは、我々の方で知恵を出し合つて、皆さんのご意見も聞きながら検討していく必要があるかと思います。皆さんが100%賛成という条例改正とはなかなかいかないとは思いますが、ある程度、最大公約数のところで、収まっていけばいいのかなと考えているところがございます。そのために、条例に詳しく書いた方がいいのか、あるいは、個別の営業者さんが利用客の利用実態などを見て、適用除外の承認をとって頂く運用とするのか。条例の規定を抜け道のように使われてしまつては、規制した意味がなくなるということもあります。そのバランスをどうとっていくかというところが、我々としても非常に悩ましいところだと思っております。そういった意味で、いろいろな方のご意見を幅広く聴き

ながら、今後検討していきたいと思っっているところでございます。

○ 会長

はい、ありがとうございます。いかがですか。

○ 委員

資料2に、研究成果が載っていますよね。やはり、制限年齢の見直しは必要だということで、興味を持って読んだところです。年齢というものは非常に大事だということを、この研究の成果からも出ていますし、お話頂いたように、制限年齢の見直しに向かって考えていくというのが、必要なことではないかと思います。今、その方法として色々なご意見が出ていますけれども、この年齢に関する研究の成果というのは、私は貴重だと思っています。制限年齢に違反した場合には、すぐに厳罰に処するというのではなく、先程事務局から説明があったとおりの対応になるのだと私も理解しています。制限年齢以上の年齢の方が異性の浴室に入ったからどうということはあるとは思いますが、その他に、この研究成果を踏まえ、今後のことを見通して、対応について検討していく必要があるのではないかなと思いつつ、資料を読ませていただいたところです。

○ 会長

ありがとうございます。

○ 事務局

ありがとうございます。委員からお話頂きましたとおり、子どもの発育発達状況の変化ということについて、こちらの研究成果というのは、貴重な資料の1つであり、それを県の条例改正の参考の1つにしたいと思います。また、先程ご意見がありましたとおり、営業者の方々に関しても、お考えを参考にさせていただきたいと考えており、様々なご意見を踏まえて、規定の定め方であったり、周知であったり、改正後の指導監督であったり、そういった部分の1つ1つが重要でありますので、これから検討して参りたいと思います。

○ 会長

ご意見をお願いできますか。

○ 委員

皆さんの貴重なご意見を聞かせて頂きました。私も正直言って行政処分ということについては、最初ご提示頂いたときに、随分厳しいな思っながら、皆さんの話を聞かせて頂きました。今回は実施できませんでしたが、1月に裸参り、7月には松園の幼稚園の児童さんが70人位入ってきます。そして、いわゆる支援学校の方達ですけれども、盛岡市内の方が是非、銭湯を体験させたいということで、8、9月頃に、毎年恒例にしていだけないかということで、小学校の女の子も、こういう人達が、是非入りたいと。支援学校の方達については、先生方も入られるというので、時間外に入っいただきました。

一般の利用者さんにも、かなりご負担をかけるのですが、是非、ここはこうしたいということと、

あと先程の幼稚園の子達は、6歳なのですけれど、女性の方のお風呂に入ってもらっています。3回、4回位に分けてです。さすがに常連さん達は、ほとんどの方々は、何も知らないですけれども、男の子もいるんだよねという話もありました。去年は、コロナ禍のため行いませんでしたけれども、そういうことを体験させることができました。

先程、皆さんからお話がありましたけれども、毎日、ご家族で来て下さっている方がいて、お父さんと、小学校高学年の男の子、あとは小学校2年生になった女の子がいます。これまでずっと毎日お風呂に入って、帰りにアイスクリームを食べながらくつろいで頂いていたのですが、小学校2年生になってからその女の子が、来なくなりました。先程、お話がありましたけれども、上が娘さんで、下が男の子というケースも結構あります。スタッフは、子どもの年齢は聞いていませんけど、私は基本的には、おいくつですかとか、ということを知ります。今、おっしゃるように、とても一人では入れるような状況ではない時はそのまま通しています。以前、小学校6年生の子どもが異性の浴室に入ったというケースがありました。その時は、お客様から、やめていただきたいとクレームがありました。その際は、発達障害のお子さんでした。異性の浴室にお子さんを入れるケースは、今お話がありましたように、ひとり親世帯の方、あと、風呂道具を2つに分けられないという理由のご家族もいらっしゃいます。

本当に大事な部分ですし、今、モラルとしても、確かに混浴というのは、ある程度許される国ではありますけど、低学年から環境条件を作っていかななくてはならないのかなと思いました。今、最後にセキュリティの話が出ましたけれど、それが一番ですね。一人で入ったときに転んだりとか、そういうとき子どもも入りますけども、常連さんにお問い合わせする場合があります。答えにはなりませんけれど、先程、委員がおっしゃっていましたが、小学校1年生、2年生が一人で公衆浴場に入るということは、ちょっと無理かなと思っています。以上です。

○ 会長

ありがとうございます。

○ 事務局

事務局から、大変恐縮なのですが、村上委員にご意見をいただければと思っております。私共、条例の関係で、意見をいただく皆様として、この委員会であったり、教育委員会さんなども考えておるのですけれども、例えば、PTA 連合会さんに対して、親御さんの視点ということで、意見を伺うということをした場合に、回答いただけるようなものなのか、組織に対して、聞いていいのかということが、事務局側として確認させていただきたいところがございます。その点に関して、ざっくりばらんにどんなところなのかと思っております。意見照会させていただいた場合に、組織としてご回答いただけるものでしょうか。

○ 村上委員

できると思います。岩手県内は広いので、様々な学校だったりとか、子どもたちの年齢も違うので、小学校、中学校でも違います。別な話になりますけれども、子どもたちの意識がすごく変わってきているので、学校によっては、プールの着替えが1年生から別々などところもありますし、教室ではなくて、息子の小学校は、体育の時間は、朝から、体操着、ジャージを着て、登校しているところもある

ので、そういうところは、学校によっても、違うかもしれないので、そこも踏まえて、意識的なものを聞くとか、今後いろいろなものの参考になると思うので、よろしければ、PTA 連合会の方にも是非意見を聴いていただければと思います。

○ 事務局

それでは、ただ今ご意見を頂戴しましたので、PTA 連合会さんに対しても、意見照会をさせて頂きたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○ 会長

ありがとうございました。委員の皆様からは、制限年齢引き下げに関しましては、様々時代の要請等もありまして、概ね異論のないところではないかというふうに拝察しております。ただし、ひとり親世帯ですとか、要支援児に対する配慮について、これをどのように反映させていくかというところが課題として挙げられました。あともう1つ、実際の事業を営まれている皆様に、この引下げが過度の負担にならないように、この点も何かしらの配慮が必要ではないかという意見が出ました。ご意見を皆様から賜りました。事務局におきましては、本日のご意見も踏まえて、今後の対応にあたって頂ければと思います。

5 その他

○ 会長

次に、5のその他ですけれども、委員の皆様から、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、それでは、以上を持ちまして、議事等を終了させていただきます。進行へのご協力、誠にありがとうございました。

進行を事務局の方にお返しいたします。

6 閉会

○ 事務局

長時間にわたるご議論、そして、様々な貴重なご意見を頂き、どうもありがとうございます。頂いたご意見等を踏まえまして、事務局としても今後対応して参りたいと考えておりますので、引き続きよろしく申し上げます。

それでは、以上を持ちまして、本日の岩手県生活衛生関係営業審議会の全日程を終了させて頂きたいと思います。どうもありがとうございました。